

Q1 マンションの再生に関する情報はどこにあるの？

A1 名古屋市公式ウェブサイトや国土交通省ホームページにてマンションの再生に関する情報を掲載しています。

マンション再生ガイドブック(名古屋市)

マンションの再生について基本的な知識や留意点をまとめています。



マンション管理・再生ポータルサイト(国土交通省)

法律の説明動画をはじめ、Q&Aや各種ガイドラインなど、マンションの再生に関するお役立ち情報が掲載されています。



相談窓口

・住まいるダイヤル(公益財団法人 住宅リフォーム紛争処理支援センター)
一級建築士の相談員がマンションの建替えやマンション敷地売却等に関する相談について受付しています。また、弁護士と建築士などによる無料の対面相談も受付しています。



電話相談窓口

0570-016-100

ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。電話受付10:00~17:00(土、日、祝日、年末年始を除く) 03-3556-5147もご利用頂けます。

Q2 高齢者世帯や子育て世帯の場合、工事中の仮住まいや移転先を探ることができるのか心配。

A2 高齢者や子育て世帯など住宅を確保するために配慮が必要な世帯向けの住まいについて相談できる窓口があります。

相談窓口

・住まいの窓口(名古屋市)
市営住宅などの公営賃貸住宅のご案内や住宅確保要配慮者の方(高齢者や子育て世帯など)の民間賃貸住宅への入居に関する相談を受付しています。



住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者などの住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅です。



高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者が安心して暮らせるようにバリアフリー化され、緊急時対応サービスなどの利用が可能な民間賃貸住宅です。



サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー化された建物で、ケアの専門家による安否確認・生活相談サービスが提供される民間賃貸住宅です。



Q3 高齢者世帯の場合、建替えの資金の確保が不安。

A3 毎月の返済額を低くおさえることで、高齢者の方が、マンション建替え事業などによって建設される住宅を取得しやすくするための制度があります。

高齢者向け返済特例制度(独立行政法人 住宅金融支援機構)

マンション建替事業などにより建設された住宅に自ら居住するため、高齢者(借入申込時満60歳以上)が住宅を購入される場合に、亡くなるまでの間は利息のみの支払いで借入れが可能な制度です。



名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課

マンション施策の推進担当

電話番号 052-972-2960



2024年7月発行

分譲マンションの将来について考えよう

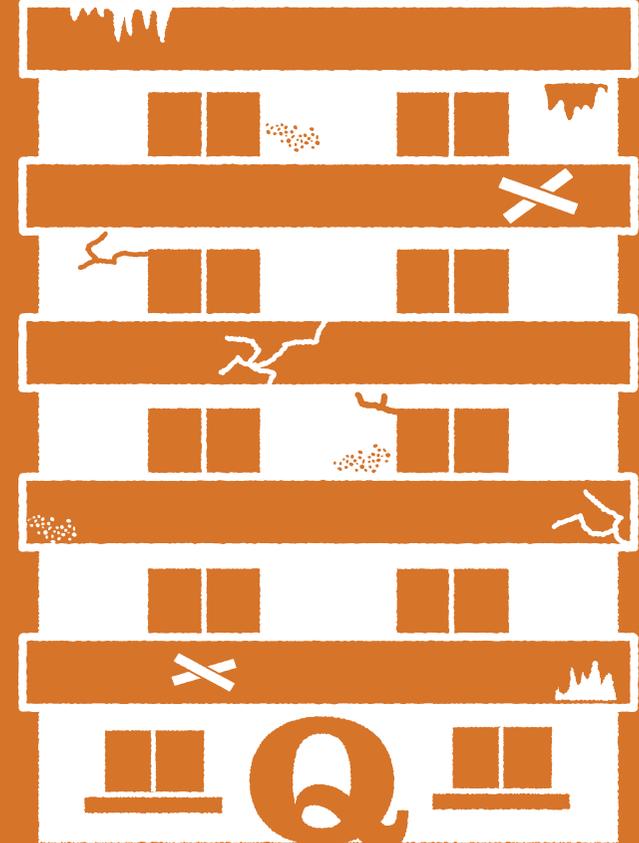
高経年マンション再生に向けた検討の進め方

地震が起きたら大丈夫だろうか？

高齢化して管理組合の担い手がいない…

老朽化して修繕費が高額になり不安だ

エレベーターがないので生活しづらい…



改修・修繕



建替え



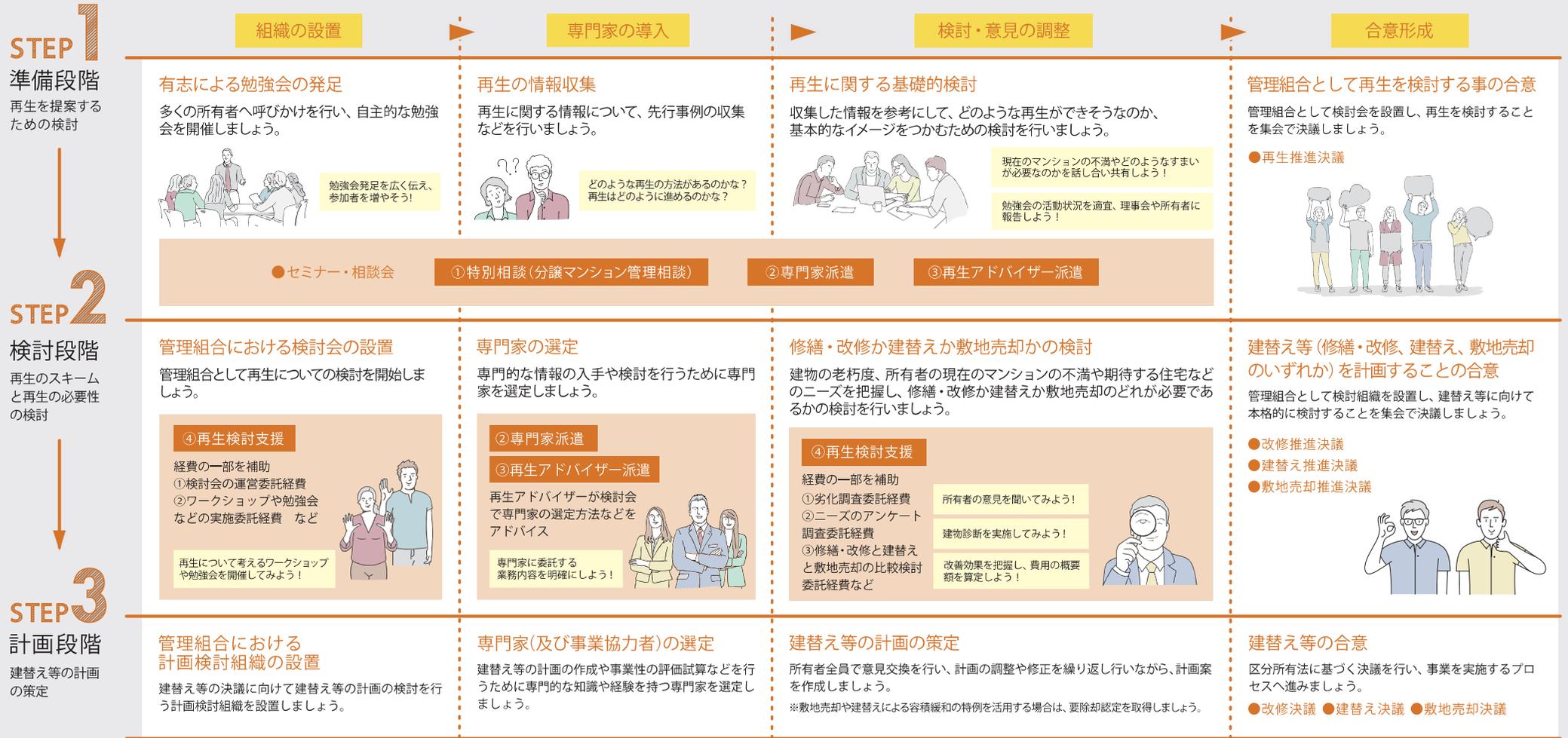
敷地売却



名古屋市

再生(改修か建替えか敷地売却)を決めるまでのステップ

マンションの再生は合意形成などに時間を要するため、早い段階から考えておくことが必要です。名古屋市の支援制度を活用して、マンションの将来について検討をはじめましょう。



名古屋市のマンションの再生に関する支援制度

①特別相談 (分譲マンション管理相談)	マンション管理士が窓口で制度や合意形成の進め方などのアドバイスを行います。 開催日 原則毎週火曜日・第1日曜日 問合せ先 住まいの窓口 定休日 毎週木曜日、第2・4水曜日、年末年始 受付時間 午前10時から午後7時まで 電話番号 052-961-4555		③再生アドバイザー派遣	再生の実務経験者である再生アドバイザーが理事会などで再生事例の紹介などのアドバイスを行います。 条件等 築30年以上、年3回まで、通算6回まで 問合せ先 名古屋市住宅企画課 電話番号 052-972-2960	
②専門家派遣	マンション管理士が現地へ訪問し、理事会などで助言や情報提供を行います。 条件等 通算6回まで 問合せ先 分譲マンション管理支援窓口(名古屋市住宅供給公社 事業部 事業課) 定休日 土・日曜日・祝日、年末年始 受付時間 午前9時から午後5時まで 電話番号 052-523-3889		④再生検討支援	再生に向けた基礎的な調査や手法検討などを委託する経費の一部を補助します。 条件等 築30年以上、年1回まで、通算5回まで、住宅の用途が専有面積の1/2以上 補助額 費用の1/2または30万円のうち、いずれか低い金額 問合せ先 名古屋市住宅企画課 ※大規模修繕などの維持管理に係る経費は補助の対象になりません。 電話番号 052-972-2960 ※耐震診断や耐震改修に係る補助制度は別途あります。	